

『モデル契約の実務での具体的活用』 ありがちな場面を想定して

ソフトウェア開発モデル契約WG委員
三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
本 杉 文 人

CONTENTS

1. ありがちなケースの説明
2. 論点の説明
3. モデル契約での手当て
4. 関連判例の紹介

ありがちな場面

① 運用テスト時のトラブル

- 現場が必要とする機能が入っていない
- バグがある、処理速度が著しく遅い

→ **本番稼働に入れない**

(運用テストの確認を終了できない)

② 稼働後のトラブル

- 処理速度が著しく低下する、バグがあり動かない

→ **使用に耐えない**

トラブル回避のため

契約書の締結

① 委託業務の約束事

委託業務遂行上の約束



予防的視点の条文

② 委託業務終了後の決め事

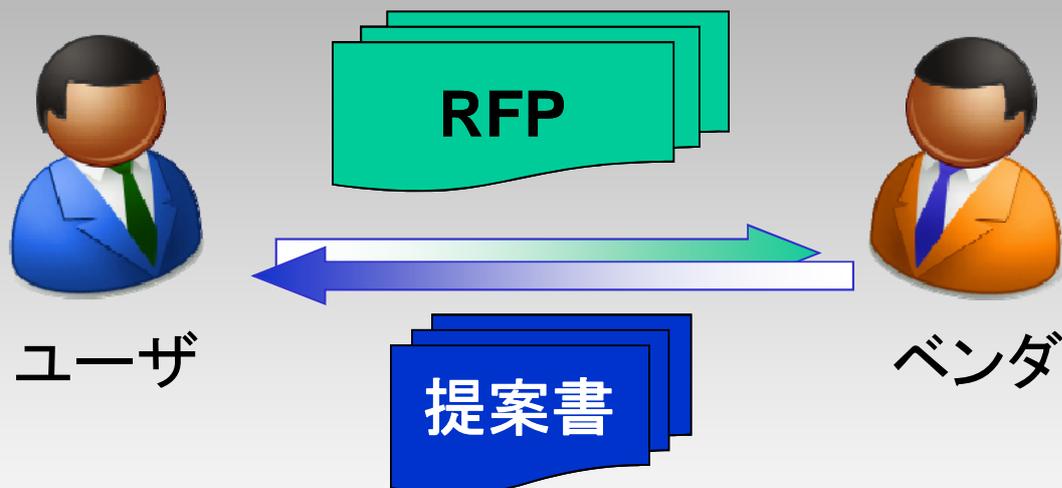
委託業務終了後のトラブル対応



治療的視点の条文

ソフトウェア開発で遭遇する場面

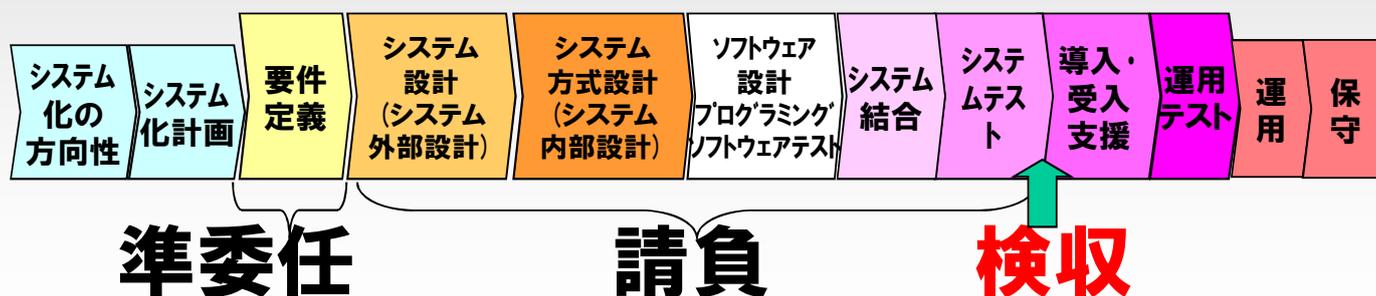
システム化の方向性／システム化計画



RFP Request For Proposal / 提案依頼書

ソフトウェア開発で遭遇する場面

契約行為



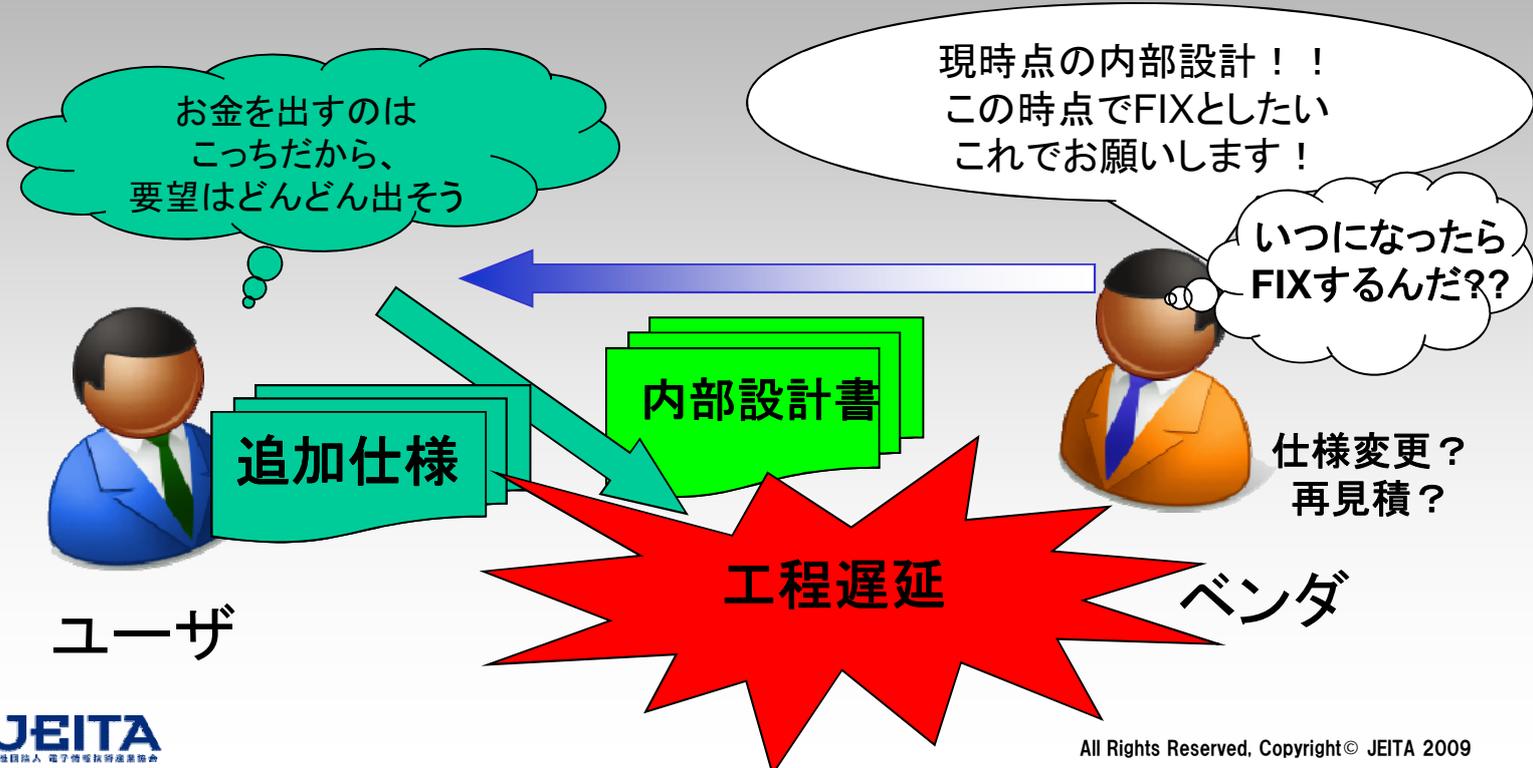
ソフトウェア開発で遭遇する場面

要件定義／システム設計



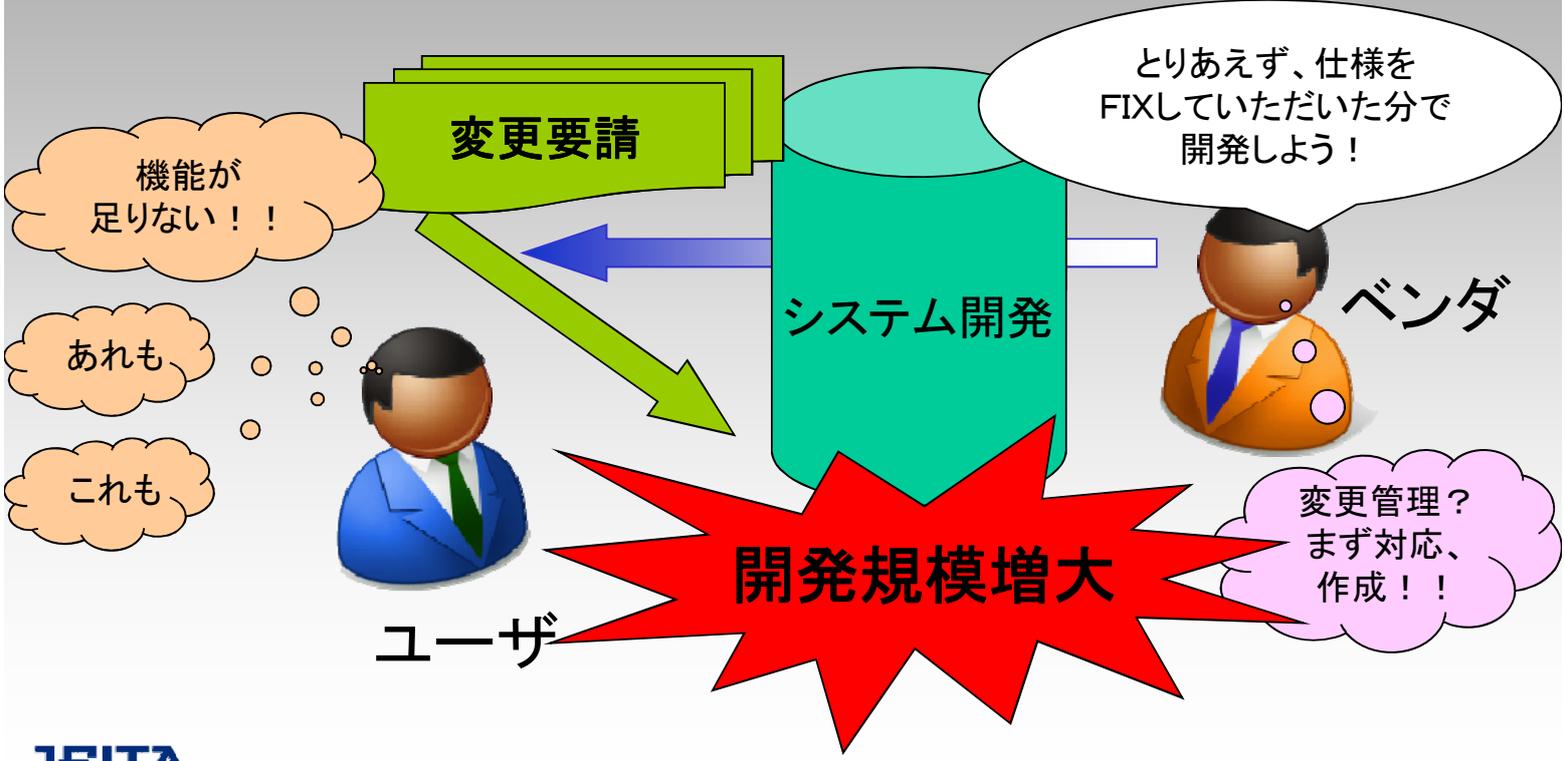
ソフトウェア開発で遭遇する場面

システム方式設計



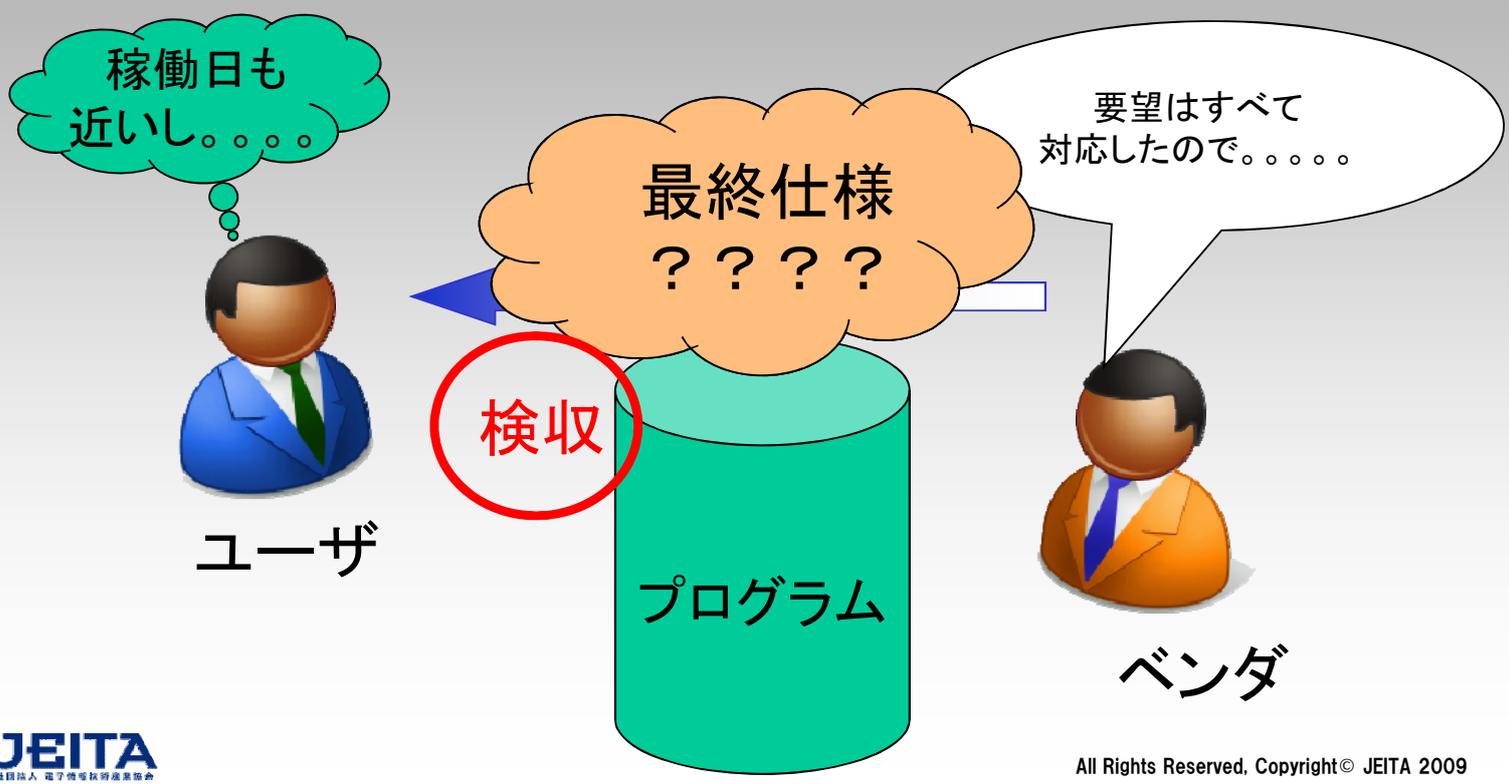
ソフトウェア開発で遭遇する場面

ソフトウェア設計～システムテスト



ソフトウェア開発で遭遇する場面

検収



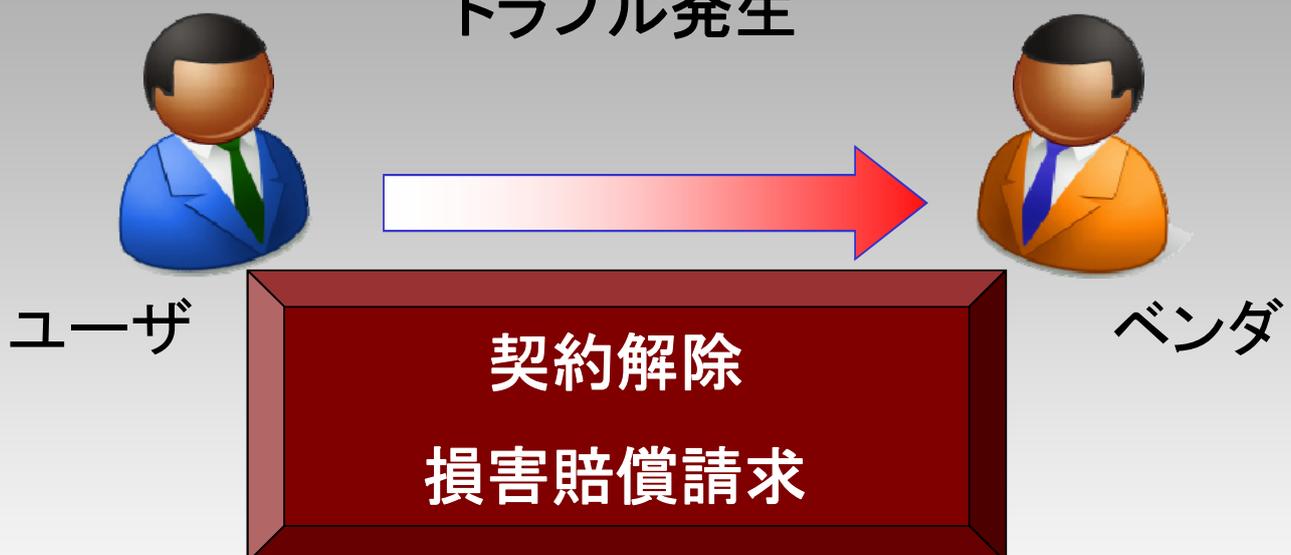
ソフトウェア開発で遭遇する場面

導入・受入支援／運用テスト



ソフトウェア開発で遭遇する場面

トラブル発生



- ①ソフトウェアに重大な瑕疵
- ②納期遅延
- ③本稼働時期の遅延

ソフトウェア開発で遭遇する場面

◆まとめ

- ✓ この場面は運用テストで発覚。
- ✓ 要件定義は準委任。
- ✓ 外部設計～システムテストは請負。
- ✓ システムテストの合格の段階でソフトウェアは完成として検収済。



この場面を契約的に分析する視点

- ① 結果論だけを見る。
 こうなったのは誰の責任か?
- ② 予防的観点から見る。
 どうすれば防ぐことができたか?

結果論だけを見る ～こうなったのは誰の責任か？～

想定される問題点

- ◆システム化した業務内容、処理内容は要件定義書、設計書と一致しているか？
- ◆バグは？
- ◆処理速度は？

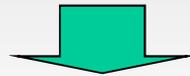
要件定義書、設計書との一致・不一致

◆ 不一致の場合

⇒ ベンダの不具合修正責任

◆ 一致の場合

⇒ 要件定義書や設計書は誰が作ったのか？



⇒ 役割分担と当事者双方の義務の検証が必要

不一致の場合

◆ 瑕疵担保責任

✓ 瑕疵とは（解説書141頁）

（瑕疵担保責任）

第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（以下本条において「瑕疵」という。）…以下略。

✓ システム仕様書とは（解説書44頁）

（定義）

第2条

④ システム仕様書

要件定義書及び外部設計書（但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。）

不一致の場合

◆ 瑕疵担保責任内容(解説書141頁)

(瑕疵担保責任)

第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。

但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

不一致の場合

◆ 瑕疵担保責任内容(解説書206頁)(つづき)

(損害賠償)

第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

一致の場合

- ◆ システム仕様書の内容が問題となる。
- ◆ システム仕様書は誰が作ったのか？
 - ✓ 要件定義書作成支援業務は準委任
 - ✓ 外部設計書作成業務は請負

一致の場合

◆ 要件定義書作成支援業務(解説書80頁)

(要件定義作成支援業務の実施)

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、**甲による要件定義書の作成作業**を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. **乙は**、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、**善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務**を行うものとする。

- モデル契約では、要件定義書の作成はユーザ。
- 原則、ユーザの責任。
- では、ベンダは一切責任はないか？
- ベンダの『善良な管理者の注意』はどうか？

一致の場合

◆ 外部設計書作成業務 (B案、解説書111頁)

(外部設計書作成業務の実施)

第〇条 **乙は、第〇条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。**

2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、**甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。**

- 外部設計書作成業務はベンダの請負作業(B案)。
- 外部設計書の瑕疵担保責任。

一致の場合

◆ 外部設計書の瑕疵担保責任 (B案、解説書122頁)

(瑕疵担保責任)

第〇条 前条の確定後、外部設計書について**要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り**(以下本条において「**瑕疵**」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該**瑕疵を修正**するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第1項の規定は、**瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない**。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを**知りながら告げなかったときはこの限りでない**。

バグの問題

◆ バグは「システム仕様書との不一致」の一形態

モデル契約第29条(解説書143頁)

- 論理的な構造のバグによる計算誤り
= システム仕様書の定める結果が出ない
= 「システム仕様書との不一致」
- コーディングミスによる誤記のバグ
= システム仕様書の定める結果が出ない
= 「システム仕様書との不一致」

処理速度の問題

性能要件としてシステム仕様書に

- 記載されている場合
⇒ システム仕様書との不一致
⇒ 瑕疵担保責任の問題。
- 記載されていない場合
⇒ システム仕様書と一致
⇒ 「システム仕様書は誰が作ったのか？」の問題

予防的観点から見る ～どうすれば防ぐことができたか？～

予防的観点から見る

◆想定される要因例

✓ 現場部門の業務の点

- 現場部門の業務要件がもっと適切に反映されていれば良かった。
- 新たな業務要件についての現場部門とのコンセンサスと現場部門への説明・教育が十分なされていれば良かった。
- システム仕様書のレビューをもっとやっておけば良かった。
- 途中での残課題をきちんと管理し、適切に反映していくべきであった。

予防的観点から見る

◆想定される要因例（つづき）

✓バグの点

- 内部設計以降も、仕様変更が頻発し、手戻りが多かったため設計品質、プログラム品質が低下したが、設計の見直しあるいはテストにもっと時間をかければ良かった。

✓処理速度の点

- ピーク時のデータ量の見積りをきちんとやっておけばよかった。
- きちんと考慮しておけば良かった。

予防的観点から見る

◆想定される要因例（つづき）

✓多段階契約

- 仕様を明確にするために、開発プロセス毎に契約をして、アウトプットをしっかり確定させれば良かった。

現場部門の業務の点

- 現場部門の業務要件がもっと適切に反映されていれば良かった。
- 新たな業務要件についての現場部門とのコンセンサスと現場部門への説明・教育が十分なされていれば良かった。

◆ 作業範囲・内容

⇒ 「共通フレーム2007」または各ベンダの作業体系
(解説書28頁)

◆ 役割分担(解説書61頁)

(協働と役割分担)

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、**甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施する**とともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. **甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。**

3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

現場部門の業務の点

◆ 役割分担とは(解説書49頁)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

①～④(略)

⑤ **甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)**

⑥～⑨(略)

(第2項 略)

現場部門の業務の点

◆ 要件定義作成作業（解説書80頁）

（要件定義作成支援業務の実施）

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、**甲による要件定義書の作成作業**を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. **乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。**

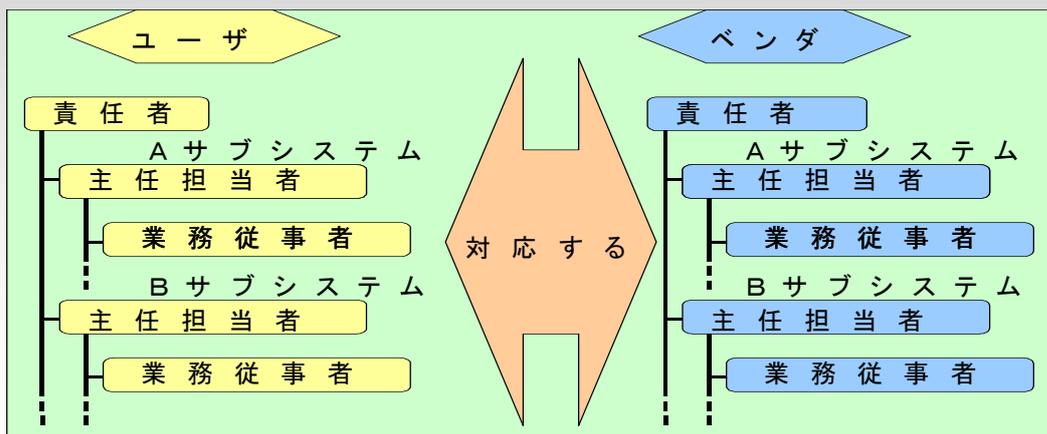
現場部門の業務の点

◆ 推進体制

責任者(第9条)・主任担当者(第10条)

⇒ ユーザ・ベンダ双方が決める

※ソフトウェア開発では全工程を通じてユーザにもベンダの体制に対応する責任者・主任担当者を決めてもらう。



現場部門の業務の点

◆現場部門の定期協議会への参加（解説書70頁）

（連絡協議会の設置）

第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、**システム仕様書に盛り込むべき内容の確認**、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に行うものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。
3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、**甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。**

（第4～7項 略）

現場部門の業務の点

- 検討会で要件定義書のレビューをもっとやっておけば良かった。
- 途中での残課題をきちんと管理し、適切に反映していくべきであった。

◆検討会（解説書85頁）

（要件定義検討会）

第16条 甲は、**要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会**（以下本節において「**要件定義検討会**」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. **乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。**

現場部門の業務の点

◆ 未確定事項 (解説書161頁)

(未確定事項の取扱い)

第36条 第17条に基づく要件定義書又は第22条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という)がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第17条又は第22条に従い確定させることができるものとする。

- ① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。
- ② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。
2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。
3. 甲が第1項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの(当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの)とみなすことができるものとする。ただし、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第52条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

バグの点

- 内部設計以降も、仕様変更が頻発し、手戻りが多かったため設計品質、プログラム品質が低下したが、設計の見直しあるいはテストにもっと時間をかければ良かった。

◆ 変更管理 (解説書166頁)

(変更管理手続)

第37条 甲又は乙は、相手方から第34条(システム仕様書等の変更)、第35条(中間資料のユーザによる承認)、第36条(未確定事項の取扱い)に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から〇日以内に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から〇日以内に、第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

- ① 変更の名称
 - ② 提案の責任者
 - ③ 提案年月日
 - ④ 変更の理由
 - ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
 - ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
 - ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
 - ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件(作業期間又は納期、委託料、契約条項等)に与える影響
- (第2～4項 略)

処理速度の点

- ユーザからピーク時のデータ量をきちんと聞いておけばよかった。
- ピーク時の対応についてきちんと考慮しておけば良かった。

◆ 作業範囲・内容

⇒ 「共通フレーム2007」または各ベンダの作業体系
(解説書28頁)

◆ 役割分担(解説書61頁)

(協働と役割分担)

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、**甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施する**とともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. **甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。**
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

処理速度の点

◆ 役割分担とは(解説書49頁)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

- ① ～④ (略)
- ⑤ **甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)**
- ⑥ ～⑨ (略)
- (第2項 略)

処理速度の点

◆ 要件定義作成作業（解説書80頁）

（要件定義作成支援業務の実施）

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、**甲による要件定義書の作成作業**を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. **乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。**

多段階契約

- フェーズごとのインプット、アウトプットを検証しておけばよかった。
- 各フェーズごとに役割分担を明確にしておけばよかった。

◆ 作業範囲・内容

⇒ 「共通フレーム2007」または各ベンダの作業体系（解説書28頁）

◆ 役割分担（解説書61頁）

（協働と役割分担）

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、**甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。**

2. **甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。**

3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

多段階契約

◆ 適用範囲 (解説書47頁)

(適用範囲)

第3条 本件業務は、第14条の要件定義作成支援業務、第19条の外部設計書作成支援業務(第19条においてB案を選択する場合は「外部設計書作成業務」、第24条のソフトウェア開発業務、第30条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の**全部又は一部**から構成され、本件業務の**個々の業務**(以下「個別業務」という。)には本契約のほか、次条に基づき締結される当該**個別業務に関する契約**(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。

多段階契約

◆ 個別契約 (解説書49頁)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該**個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め**、個別契約を締結する。

- ① 具体的作業内容(範囲、仕様等)
- ② 契約類型(請負・準委任)
- ③ 作業期間、作業工数(作業量)又は納期
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)
- ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)
- ⑧ 作業環境
- ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所
- ⑩ 委託料及びその支払方法
- ⑪ 検査又は確認に関する事項
- ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項

2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

判例紹介

～裁判例から見る契約の重要性～

- ・ユーザ／ベンダの義務
- ・瑕疵担保責任を負う瑕疵

例1：ユーザの義務／ベンダの義務

**請負契約においても
ユーザの協力義務は存在する。
ベンダにはプロジェクトマネジメント義務
が存在する。**

- 【事件名】 本訴：損害賠償請求事件
[原告：委託者(ユーザ)、被告：受託者(ベンダ)]
反訴：損害賠償等請求事件
- 【事件番号】 平成12年(ワ)第20378号
平成13年(ワ)第1739号
- 【判決日】 平成16年3月10日
- 【裁判所】 東京地方裁判所

<例1> 東京地判H16. 3. 10 ユーザの義務(その1)

システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約で、**受託者（ベンダ）のみではシステムを完成させることはできない**のであって、委託者（ユーザ）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの**役割を分担**することが必要である。

<例1> 東京地判H16. 3. 10 ユーザの義務(その2)

このような役割を委託者が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、委託者と受託者の**共同作業**というべき側面を有する。

本件契約書は、「受託者は、委託者に対し、委託業務の遂行に必要な資料、情報、機器等の提供を申し入れることができる。」「委託者の協力義務」として、「受託者は、委託業務の遂行に委託者の協力が必要な場合、委託者に対し**協力を求めることができる**。」と明記している。

＜例1＞東京地判H16. 3. 10 ユーザの義務(その3)

したがって、委託者は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を受託者から求められた場合、これに応じて**必要な協力を行うべき契約上の義務**（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

＜例1＞東京地判H16. 3. 10 ベンダの義務(その1)

受託者（ベンダ）は、納入期限までに本件システムを完成させるように、本件システム開発契約の契約書及び本件システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに**適切に対処すべき義務**を負うものと解すべきである。

<例1> 東京地判H16. 3. 10

ベンダの義務(その2)

そして、システム開発は委託者（ユーザ）と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、受託者（ベンダ）は、委託者（ユーザ）のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない委託者（ユーザ）によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう委託者（ユーザ）に働きかける「プロジェクトマネジメント義務」を負っていたというべきである。

<例1> 東京地判H16. 3. 10

ベンダの義務(その3)

- ・ 提案書では「各段階ごとにレビューを行い、設計段階でプロトタイプを作成する」と掲げながら、**段階ごとのレビューを実施せず**、特定業務については**プロトタイプをほとんど作成していない**。
- ・ 基本設計書の校正版を納品する旨原告（ユーザ）に説明しておきながら、結局これを**納品していない**。
- ・ 開発作業中に生じた被告（ベンダ）の懸案事項を、自ら定めた**目標期限案までに解決しなかった**。

<例1> 東京地判H16. 3. 10

ベンダの義務(その4)

- ・ 以上から、被告（ベンダ）自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程を履践しなかった点において、被告（ベンダ）のプロジェクトマネジメントは、**不適切**であったといわざるを得ない。

<例1> 東京地判H16. 3. 10

主文(抜粋)

1. 被告（ベンダ）は、原告（ユーザ）に対し、委託料の40%を超える受領済み超過額及びその委託料が支払われた日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。
<一部省略、以下省略>

例2：瑕疵担保責任を負う瑕疵

プログラムのバグは 遅滞なく修補できれば、 プログラムの欠陥(瑕疵)ではない。

【事件名】	損害賠償請求事件 [原告:ユーザ、被告:ベンダA] 売買代金等請求事件 [原告:ベンダB、被告:ユーザ]
【事件番号】	平成4年(ワ)第14387号 平成5年(ワ)第16569号
【判決日】	平成9年2月18日
【裁判所】	東京地方裁判所

<例2> 東京地判H9. 2. 18

不具合:瑕疵にあたらぬもの

コンピュータシステムの構築後検収を終え、本稼働態勢となった後に、プログラムにバグがあることが発見された場合においても、プログラム納入者が不具合発生の指摘を受けた後、遅滞なく補修を終え、又はユーザと協議の上相当と認める代替措置を講じたときは、プログラムの欠陥(瑕疵)と認められない。

<例2> 東京地判H9. 2. 18

不具合：瑕疵にあたるもの

ただし、バグが、システムの機能に**軽微とはいえない**支障を生じさせる上、遅滞なく**補修することができない**ものであり、又はその数が**著しく多く**、しかも順次発現してシステムの**稼働に支障が生じる**ような場合には、**プログラムの欠陥に当たる**。

<例2> 東京地判H9. 2. 18

主文(抜粋)

1. 損害賠償請求については、原告（ユーザ）の請求を棄却する。
2. 売買代金等請求については、被告（ユーザ）は原告（ベンダB）に対し、金****円（請負金額）を支払え。
<一部省略、以下省略>